高野町ケアマネジメントに関する基本方針

1. 策定の趣旨

介護支援専門員及び地域包括支援センター職員(以下「ケアマネジャー等」という。)は、介護保険法並びに関係法令等を遵守し、専門的な知識による高齢者の実態把握・課題分析を通じ、自立支援と要介護状態の重度化の防止に向けたケアマネジメントを行う必要があります。

この介護保険制度の根幹をなすケアマネジメントのあり方を本町とケアマネジャー 等と共有するとともに、ケアマネジメントの質を向上させることで、よりよい介護保 険制度の運営を図るため、「高野町ケアマネジメント基本に関する基本方針」策定し ました。

2. 介護予防ケアマネジメント基本方針

- (1) 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活 を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- (3) 提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。
- (4) 事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、町民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。
- (5) 総合事業においては、高齢者自身が、地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することにより、結果として介護予防につながるという視点からも利用者の生活上の何らかの困りごとに対して、単にそれを補うサービスを当てはめるのではなく、利用者の自立支援に資するよう、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていくことが重要である。

3. 居宅介護ケアマネジメント基本方針

- (I) 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づ

- き、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- (3) 提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。
- (4) 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

4. 基本取扱方針

- (1) 介護予防ケアマネジメント
- ・利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配 慮して行わなければならない。
- ・指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能 の維持・改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護 予防サービス計画を策定しなければならない。
- ・指定介護予防支援事業者は、自らその提供する介護予防ケアマネジメントの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- (2) 居宅介護ケアマネジメント
- ・要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスと の連携に十分配慮して行われなければならない。
- ・指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する居宅介護ケアマネジメントの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

5. 高野町ケアプラン点検について

本町では、介護給付適正化事業の一環として、ケアプラン点検を実施します。ケアプラン点検は国から示されている趣旨に添って行います。

指導監査とはことなり、運営基準違反やサービスの不適正な利用がないかを確認するといったものではなく、「ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ自立支援・重度化防止に資する適切なケアプランとなっているか」を保険者と共に検証確認しながら、ケアマネジャー等の「気づき」を促すとともに、保険者においてもケアマネジャー等が抱える問題点の把握、必要な措置の検討、今後の本町の施策等に有用な情報収集の場となるものと考えて実施する。